

## 一般財団法人愛知県建築住宅センターBELS評価申請審査料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター手数料に関する規程」第10条に基づき、BELS評価申請審査料金について必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 「一般財団法人愛知県建築住宅センター(以下「センター」という。)BELS評価業務規程」第12条に規定する評価業務の申請料金(以下「料金」という。)は、1件につき、次に掲げる額とする。

一 住宅の料金は、下記による。

単位：円

建築物の種類		料金	
一戸建住宅		31,900	
共同住宅等(重ね建て、連続住宅、併用住宅を含む)	住戸のみの依頼の場合	1住戸	31,900
		2戸以上 10戸以下	$53,900+3,300\times M$
		11戸以上 20戸以下	$78,100+2,200\times M$
		21戸以上	見積り
	住棟全体の依頼の場合	2戸以上 10戸以下	$59,400+3,300\times M$
		11戸以上 20戸以下	$83,600+2,200\times M$
		21戸以上	見積り

※ Mは住戸のみの場合は、評価対象戸数、住棟全体の場合は、1棟の全体戸数を示す。

※ センターが発行した次の各号に該当する書類のいずれかと併願の場合、一戸建住宅は12,100円、共同住宅等は上記各料金の2分の1(100円未満切捨て)とする。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除く。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期使用構造等である旨の確認書
- ③ 住宅性能証明書(断熱性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上)
- ④ 現金取得者向け新築対象住宅証明書(断熱性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上)
- ⑤ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑥ 性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る技術的審査適合証
- ⑦ フラット35S適合証明書(省エネルギー性)

※ 共同住宅等の審査において、「住戸の審査」と「住棟全体の審査」を合わせて行う場合は、「住棟全体の審査」の額とする。

二 非住宅建築物の料金は、下記による。

単位：円

区分		床面積の合計				
		300㎡以下	300㎡を超え 1,000㎡以下	1,000㎡を超え 2,000㎡以下	2,000㎡を超え 5,000㎡以下	5,000㎡を超え 10,000㎡以下
モデル 建物法	ホテル、病院、集会所等及びこれを含む複合建築物	132,000	190,300	223,300	256,300	見積り
	上記以外の建築物	107,800	124,300	140,800	157,300	見積り
標準 入力法 (主要室 入力法を 含む)	ホテル、病院、集会所等及びこれを含む複合建築物	223,300	272,800	330,000	388,300	470,800
	上記以外の建築物	165,000	190,300	223,300	280,500	338,800

※ 床面積の合計が 10,000 ㎡を超える場合は、別途見積りとする。

※ 上記以外の評価手法の場合の料金は、別途見積りによる。

※ 次の各号に該当する申請と同じ計算方法で審査を依頼する場合は、上記各料金の 2 分の 1 (100 円未満切捨て) とする。

- ① 建築物エネルギー消費性能適合性判定
- ② 低炭素建築物新築等計画に係る認定技術的審査
- ③ 性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る技術的審査

三 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物の料金は、下記による。

一号及び二号で算出した料金を合計した料金

四 改修前後の評価を行う場合は、各号の料金の 2 分の 1 (100 円未満切捨て) を加算した額とする。

2 センターで評価書が交付された後に行う計画の変更に伴う変更申請の料金は、上記各料金の 2 分の 1 (100 円未満切捨て) とする。

3 BELS プレートの購入料金は、実費相当額とする。

(再発行に係る料金)

第 3 条 評価書の再発行に係る料金は、1 通につき 2,200 円とする。

(料金の減額)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する申請は、第 2 条の料金を減額できるものとする。

- 一 30 日以内に 10 件以上の審査の依頼が見込めると認められるときで、審査が効率的に実施できると認められるとき。

- 二 住宅設計がほぼ同一仕様である申請が一定数以上あり、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 三 その他審査が効率的に実施できると認められるとき。

(その他)

第5条 第2条から第4条までに該当しない場合は、別途センターと協議して定める料金とする。

(附則)

この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 6月20日から施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。